

令和8年1月15日

## 水上艦艇での運用に適した「国産V T O L 固定翼型の無人航空機」に関する情報・提案要求書

### 1 要求の目的

#### (1) 官側のニーズ

先進的な技術に裏付けられた新しい戦い方が勝敗を決する時代において、先端技術を防衛目的で活用することが死活的に重要となっている。この中で、無人プラットフォームが今後の戦いに必要であると想定されるところ、海上自衛隊もその活用を通じて、効率的・効果的な防衛体制を整備していく必要がある。

#### (2) 募集の目的

この情報・提案の募集は、水上艦艇におけるISRに適した国産のV T O Lの固定翼型UAVについて、製造・販売に関連する実績又は技術的な知見、能力等を有する企業等から情報・提案を広く募集を行うものである。今後、企業等から提出された情報・提案の内容を踏まえ、その早期装備化に向けて、事業の具体化を行っていく。

#### (3) 情報・提案を求めるUAV等の概要

ア 国内の会社が製造する垂直離発着可能な固定翼型の無人航空機

イ 製造会社が一括して実施可能な支援（電波使用申請、整備補給、フィールド・サポート、教育等）

#### (4) 装備化までの望ましいスケジュール

初期型装備品（※1）の 装備化の時期	備考（※2）
遅くとも令和10年度 (2028年度)	遅くとも令和9年頃（2027年頃）までに試作機や実機を用いて国内で運用実証等 を行い、官側が装備品としての有用性や費用対効果を判断できるようにすること

※1) 「初期型装備品」：運用上、必須の機能を満たす装備品をいう。

※2) 事業着手にあたって、提案内容の実現性、有用性、費用対効果等を予め確認する必要があつて、要すれば、試作機や実機を用いて国内で運用実証等の事業（以下「概念実証事業」という。）を行う必要があれば、今年度以降、それぞれ所要の契約を締結の上、備考に掲げる時期までに完了させる。

## 2 提出を求める事項

○：必須事項

△：提出を求めるが必須ではない事項、又は提案者が必要と判断すれば記載する事項（記述しない場合はその理由を付記）

事 項	○／△
(1) 官側の要求目的を踏まえて企業等が提案する具体的な情報や問題解決に資する構想・手段など	○
(2) 当該情報や提案内容の防衛省外での実績や取組みの成果	○
(3) 当該提案等を初期型装備品として装備化する場合に実現できる性能	○
(4) 初期型装備品の装備化までのロードマップやスケジュール	○
(5) 初期型装備品の装備化に要するコスト（概念実証事業を行う必要があると考えている場合は当該コストも含める）	○
(6) 初期型装備品の装備化後、改良してバージョンアップする余地がある場合は、バージョンアップした装備品（以下「能力向上型装備品」という）の性能と装備化までのロードマップ	△
(7) 初期型装備品の国内における量産品の製造・維持整備基盤の具体的な体制	○
(8) 装備化に際して官側の協力が必要な事項	○
(9) 事業を通じて想定される各種リスク（技術課題含む）とその解決策・低減策	△
(10) 来年度以降、概念実証事業を行う必要があれば、当該事業に要する厳密なコスト、実施すべき内容、作業体制	△
(11) 概念実証事業や初期型装備品／能力向上型装備品の実現の成果として想定される具体的な知的財産（設計図、インターフェース、構成品、ノウハウ、手法など）及び器材（契約の履行のために製作し又は購入する器材等）。また、そのうち自社に権利を帰属すべきと考えているもの	○
(12) 運用に際しての国内法令との適合性や同法令に基づく又は準じた安全性等の確保要領	○
(13) 情報や提案の独自性（関連する特許・意匠・実用新案のほか、製品等の競争力、特殊な製造基盤の有無やマーケットでのシェア、ライセンスの有無など）	○
(14) 初期型装備品／能力向上型装備品の装備化に際して、オープンソース、COTS を利用する場合は、その入手先、名称及び概要、ライセンスの種別	△
(15) 代替案分析（競合する客観的な複数選択肢を提示し、定量的なデータをもとに提案内容が費用対効果に優れていることを分析（ライフ・サイクル・コスト含む））	△

※) 上記のいずれの項目の記載に際しては、早期装備化の視点に立脚すれば、留保をつけずに具体的かつ詳細な記述内容の方が望ましく、当該提案の速やかな事業成立の確度が高まることに留意。

## 3 提出方法等

### （1）意思表明

- ① 情報・提案書を提出する意思がある企業等は、令和8年1月30日（金）17時（必着）までに、法人名、住所、担当者氏名、担当者連絡先等を明記の上、メール又は郵送により、情報・提案書を提出する意思があることを整備計画局防衛計画課早期装備化推進室に提出すること。
- ② また、意思表明後、提出を辞退する場合も同じ宛先に通知すること。

メール：soukisoubika-onestop@ext.mod.go.jp

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1 D棟3階 整備計画局防衛計画課早期装備化推進室

## (2) 情報・提案書の提出締め切り

- ① 中間回答（2項（3）（4）に関する事項）
 

令和8年2月13日（金）17時まで（必着）
- ② 最終回答
 

令和8年2月27日（金）17時まで（必着）

## (3) 提出方法等

- ① 提出する文書の様式は問わないが、使用言語は全て日本語とする。
- ② 提出する書類が膨大な場合は、別途要約版を作成して同封すること。
- ③ 担当者の連絡先（氏名、所属、電話番号、メールアドレス等）を提供資料に記入すること。

## 4 官から提供する情報

情報・提案書を提出する意思を表明した企業等には、「運用ニーズ」の資料を提供する。ただし、「情報・提案要求書に基づき官から提供する情報の保全に関する誓約書」（別添）と、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」<sup>1</sup>第2条第3項又は第4項の規定に基づき、防衛省から確認を受けたことを示す直近の資料の写しを提出することを条件とする。なお、当該資料を受領できない企業等であっても、情報・提案書の提出は可能とする。

## 5 その他

- (1) 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第70条又は第71条に定める、一般競争に参加させることができない者又は一般競争に参加させないことができる者に該当する企業等による情報・提案書の提出は受け付けない。
- (2) 情報・提案書の作成に必要な費用は全て作成者の負担とする。
- (3) 提出した情報・提案書の内容に重大な過失等が認められた場合には、適切に修正の上、遅滞なく下記問い合わせ先に連絡するものとする。
- (4) 提出した情報・提案書は返却しない。
- (5) 情報・提案書の提出後、その内容について補足的な説明等を求めることがある。
- (6) 情報・提案書の内容を、予算要求や装備品等の取得などに関する審議、検討等のために活用されることがある。
- (7) 参加意思の事実関係や受領した情報・提案書の内容は、無断で第三者には開示しない。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づく開示請求があった場合には、法第5条第1項各号の規定に該当しないと認められる箇所を開示する場合がある。その際、予め作成者と調整の上、作成者の合意を得られるよう適切に対応する。
- (8) 個別の質問に官側が回答し、当該回答内容を他企業等にも周知する必要がある場合には、他企業等に質問内容を開示する場合がある。
- (9) 提出された情報・提案書に対する評価や省内の検討の進捗等に関する質問には回答しない。

## 6 問い合わせ先

### (1) 早期装備化実証推進事業に関すること

防衛省整備計画局防衛計画課早期装備化推進室

メールアドレス soukisoubika-onestop@ext.mod.go.jp

電話番号 03-3268-3111(内線 36913)

### (2) 情報・提案要求書の内容に関すること

#### ア 担当部署

海上幕僚監部防衛部装備体系課技術・研究班

#### イ メールアドレス

utsugi\_hideo@ext.mso.mod.go.jp

#### ウ 内線番号

(代表) 03-3268-3111 内線番号 : 51563

## 情報・提案要求書に基づき防衛省・自衛隊から提供する情報の保全に関する誓約書

当社は、情報・提案要求書（令和8年1月15日）に基づき、防衛省・自衛隊から提供する情報のうち、関係者限りとされた文書等（以下「保全対象文書等」という。）の保全のため、次の事項について誓約します。

- 1 当社は、保全対象文書等を情報・提案書の作成作業（以下「本作業」という。）に真に必要な関係者の間でのみ取り扱い、その保全を確実にします。
- 2 保全対象文書等について、万が一、本作業の関係者以外の者へその内容の伝達等の事実があった場合には、当社は、その取り扱い上の責任を負います。当社の従業員の故意又は過失により本作業の関係者以外の者へ保全対象文書等の内容が伝達等された場合であっても、当社はその責任を免れることはできません。
- 3 真にやむを得ず本作業を他社と共同して行う場合には、当該他社にも、保全対象文書等を本作業に真に必要な関係者の間でのみ取り扱わせ、その保全を確実にさせます。また、当該他社の従業員の故意又は過失により本作業の関係者以外の者へ保全対象文書等の内容が伝達等された場合であっても、当社は、その取り扱い上の責任を免れることはできません。
- 4 当社は、本作業に關係のない者をみだりに本作業等施設（本作業を実施する当社施設又は保全対象文書等を補完する当社施設をいう。以下同じ。）に立ち入らせず、又は近づけさせません。また、本作業の関係者に対しても、本作業に必要な言動を超えて本作業等施設に立ち入らせません。
- 5 当社は、本作業により保全対象文書等の内容を知り得た取扱者が離職した後も、知り得た情報は本誓約書各項の規定と同様の管理体制により扱います。
- 6 当社は、上記の誓約に違反し、又はその疑い若しくはおそれがあったときは、適切な処置をとるとともに、その詳細を速やかに整備計画局防衛計画課早期装備化推進室へ報告します。その後、防衛省が必要と認めたとき、当社は保全対象文書等の保全の状況に関する検査を受け入れ、又は必要な指示に従います。

令和 年 月 日

整備計画局防衛計画課早期装備化推進室長 殿

企 業 名  
所 在 地  
代表者氏名